

「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と 2025 年度以降の進め方（案）（中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 成果の取りまとめ）」に対する意見募集の結果について

令和 7 年 3 月 28 日
環 境 省

1. 実施期間等

(1) 意見公募期間

令和 7 年 2 月 19 日（水）～令和 7 年 3 月 4 日（火）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送により御意見を募集。

2. 提出意見数等

(1) 提出意見数：2,930 件

なお、句読点、記号、改行も含め、一字一句完全に一致した御意見を 1 件として整理した場合の意見数は 1,400 件（約 48%）でした。

（残り 1,530 件（約 52%）はこれら 1,400 件の御意見と一字一句完全に一致した御意見でした。）

(2) 御意見の概要及び御意見に対する考え方：別紙のとおり

3. 本件に対するお問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 環境再生施設整備担当参事官室

代表：03-3581-3351

パブリックコメント 御意見に対する考え方（別紙）

※「御意見に対する考え方」において使用している「復興再生利用」「埋立処分」は、除去土壌に対する行為を指すものです。

	寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>進め方（案）に賛成。</p> <p>・本件は福島復興のために全国の自治体が協力し、過剰な放射能忌避感情で国民間に生じた分断と差別を解消する好機になると考えています。</p> <p>是非とも多くの自治体に手を挙げていただき、最終処分量を出来る限りゼロに近づければ、最終処分地を福島県外にという目標も現実味が出て来るでしょう。</p> <p>恐らく、過剰な放射能忌避の人達や、イデオロギーや党派性からの反対の声が多く寄せられていると想像しますが、実際にはほぼ全てが非科学的で説得力もないものでしょう。その声に配慮する必要はないと考えます。理不尽なクレームはきっぱりとはねつける姿勢を見せることが、一般市民への誤解や不安の伝搬を抑え、事業の安全性への信頼、安心の醸成に繋がります。これは過去の放射能デマへの対応や、昨今の数々のクレーム事案からも明らかです。</p> <p>また風評被害を懸念する声も出て来るかも知れませんが、震災瓦礫の広域処分や、ALPS処理水の海洋放出の例を見ても、こういった事前に計画し、広報し、情報公開しながら行われる事業に対しては、風評被害は起こらないことは、実証済みです。</p> <p>本計画では、当然ながら健康被害も、そして風評被害の懸念も全くありません。</p> <p>自信を持って進めてください。少しでも折れてはいけません。</p> <p>最大のネックは、手を挙げる自治体があるかどうか、だと思います。</p> <p>この事業に協力することが、本当の意味で東日本大震災からの、原発事故からの、福島の復興に対する最大の支援となることを、全国の自治体に、国民に、なんとか伝えられるような、そんな誘致と広報の仕方を工夫していただきたいと思います。</p> <p>ALPS処理水の時も、最終的には圧倒的に多くの国民が応援に回りました。必ず今回もそうなるでしょう。当時の経産省さんの経験も参考になるかと思います。</p>	<p>福島の復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて取り組んでまいります。</p>

	<p>本事業の実施主体の皆様の奮起と、折れない心に期待しています。 頑張ってください。応援しています。</p>	
2	<p>進め方(案)、再生利用(復興再生利用)、県外最終処分に反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対 ・本進め方(案)は全体として認められない。 ・この意見募集をただちにやめて、本進め方(案)なるものを撤回してください。 ・日本中放射能だらけにする気ですか 辞めてください ・汚染土を全国にばら撒くのは犯罪です。誰もまともに管理できない、保管もできないのにどうやって全国にばら撒くことができるのか。チェルノブイリの汚染土をウクライナは国内にばら撒くのを見たのか。お前らがやっているのは自分たちのミスを隠すためだけに全国民を被爆させようという殺人行為だ。今すぐやめろ。安全なら議員宿舎を汚染土で作ってみろ。汚染土で育てられた野菜を食べ。汚染土のグラウンドでお前らの子供を遊ばせてみる。 ・再利用と言って最終処分するな！汚染土をばらまくな！ ・汚染土は福島県内で管理して保管するしかない。 ・汚染を拡散する県外最終処分に反対します。 ・県外最終処分には反対 ・狂ってる やめて下さい ・全ての案に反対ばらまかないで断固反対します。 ・百害あって一利なし。だれの得にもなりません。 ・こんなの認められるわけがないやろ。拙速すぎる。 ・8000 ベクレルもの汚染土を全国にばら撒くのは絶対絶対絶対絶対絶対絶対絶対絶対絶対反対です ・やるならば人里離れた場所に隔離することではないですか？わざわざ人がいるところに放つのはやめてほしいです ・即刻中断の判断を 	<p>本進め方(案)は、法律に定められた国の責務であり、国としての約束である 2045 年 3 月までの除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた 2025 年度以降の取組の方向性を示すものであり、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会での議論を踏まえ、まとめたものです。引き続き、福島の復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>なお、福島県内で生じた除去土壌については、発生量・放射能濃度や、放射性セシウムが土壌に強く固着しているという科学的知見を踏まえ、以下の方針の下で検討を進めてきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除去土壌の量は膨大であり、最終処分量の低減を図るため、放射能濃度が比較的低いものは、安全性の確保を前提とし、適切な管理の下で利用(復興再生利用)する。 ・上記以外のものについては、減容の可能性を検討しつつ、最終処分(埋立処分)する。 <p>復興再生利用に係る基準の検討は、国内外の有識者からの意見や実証事業の成果等を踏まえつつ進めてきており、昨年 9 月には、「除去土壌の再生利用等に関する IAEA 専門家会合」の最終報告書が公表され、「再生利用及び最終処分について、これまで環境省が実施してきた取組や活動は IAEA 安全基準に合致している」等の評価をいただいたところです。また、昨年 10 月に放射線審議会に基準案についての諮問を行い、本年 2 月には、基準案は妥当であるとの答申が出されました。</p> <p>今後とも復興再生利用の必要性・安全性について御理解をいただけるよう、丁寧に説明を行ってまいります。</p>
3	<p>進め方(案)に関係する費用を開示すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用の公開と見直しを求める <p>意見:「成果取りまとめ」とするならば、これまでにかかった関係費用を一覧化し、すべて公開すべきです。これでは判断する材料が不十分だと思われま。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減容処理だけでなく、それに伴う県内外への搬出、搬入、施設建設、管理のコスト、さらには社会的、心理的な影響も定量評価すべきである。 ・土壌を再利用する為にする処置と、1 kg あたりの費用を示してください。 ・広告代理店・メディア企業を通した懐柔策は政策遂行の前提として適切とはいえないが、と 	<p>県外最終処分に要する費用は、除去土壌の搬出、減容、復興再生利用、最終処分等のあり方によって大きく変わるものです。今後最終処分に向けたシナリオを具体化していく中で、コストの観点も含め、検討を進めてまいります。</p>

	りまとめのなかに予算や実施内容が「成果」として記述、評価されていないのを改善すべきである。	
4	<p>再生利用の実証事業に関し、二本松・新宿・所沢の計画についても記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P4-6 南相馬市仮置場や飯館村長泥地区の実証事業や環境再生事業だけでなく、二本松市や東京都新宿御苑や埼玉県所沢で失敗・頓挫した例こそを教訓として記録すべきである。 ・「実証事業」の文字がないのは、新たな実証事業を行わないという意味なのか、明らかにすべきである。 	<p>新宿区や所沢市での実証事業については、これまで安全性や管理方法等に関する様々な御意見をいただいております、これらについてより分かりやすい説明を行うためには、まずは除去土壌の復興再生利用の基準等を取りまとめることが必要と考え、実証事業の成果等を踏まえつつ、基準・ガイドラインを策定しました。こうした取組の進捗状況を踏まえ、今後の進め方について検討してまいります。</p>
5	<p>内部被ばくに関する安全性のデータも示すべき。</p> <p>最終処分での作業員及び周辺住民の内部被ばくリスクへの言及がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p10の「7）放射線安全評価による各シナリオの安全性の確認 除去土壌等の最終処分についての放射線防護の観点での成立性を確認するため、最終処分シナリオごとに想定する最終処分場の周辺居住者の追加被ばく線量（外部被ばく）の評価を行い、年間1mシーベルト以下となることを確認した。」とあるが、その後の文中では、「(成人・子供)の外部・内部被ばく」を評価するとある。内部被ばくに関しても評価していることになるが、その理解で良いのか。 ・内部被ばくの評価もするというのであれば、今までの一連の減容化作業による作業員の内部被ばくに関するデータを開示してもその安全性を提示すべきである。 	<p>最終処分に関する概略安全評価において、周辺居住者の埋立処分期間中の粉じん吸入による内部被ばく、及び、埋立処分後の地下水移行シナリオにおける農作物摂取等による内部被ばくを評価しており、これらの外部被ばくに比べて十分に小さいことを確認しております。</p> <p>https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/volume_reduction_technology_240712_05.pdf</p> <p>福島県内除去土壌等の最終処分に当たっての作業員の放射線防護に関しては、電離放射線防止規則等に基づき対応していくものと考えております。</p>
6	<p>関係者とは何かが記述されていない。</p> <p>「復興再生利用の対象となる利用先の用途等に応じ、地域の関係者を含む関係機関等とのコミュニケーションの適切な方法等についても検討し、調整を進める。」とあるが、地域の「関係者」とは何かが記述されていない。</p>	<p>復興再生利用を実施する地域等に応じて異なるものと考えております。</p>
7	<p>記載内容が不明確であるため、明示すべき。</p> <p>p7「放射性物質汚染対処特措法に基づく様々な措置」とはどのような措置か、説明すべき。</p> <p>P10の図の説明が不足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図の詳細な説明がなく理解が十分にできない。 ・除去土壌から廃棄物に扱いが変化するの、熱処理をした後かどうかの明記がない。 ・処分場の形式の3タイプとシナリオの4タイプの整合が不明確である。 	<p>該当箇所に説明を追記しております。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 放射能濃度（土壌由来）の意味が不明確である。 処理場で除去土壌の処理方法として遮水シートが設置されていない理由として、溶出試験で判定と思われるが、その判定方法に関して十分な説明がされていない。先の省令改定での提示されている試験方法が適切かの判断はまだ不十分であると考ええる。リスクを考えると埋立て処分に関しては、全て遮水シートを設置する方法が適切と考える。 この図に関係する一連の事に関して、先の省令改定でどこまで、58条で触れているのか不明である。省令との関係で丁寧にこの図を説明すべきである。 シナリオ4での除去土壌が全て廃棄物になり、その濃度については数千万ベクレル/kg以上との明記であるが、最高値としてどの程度の濃縮を目指しているのか。また、この濃度は、高濃度放射性廃棄物の濃度との関係はどうか、かつ、その処理方法（地層処分）との関係はどうかを説明する必要がある。除去土壌の県外最終処分と、高濃度放射性廃棄物の最終処分との関係を明確にしてほしい。 	
8	<p>放射線防護の原則が守られていない</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護の原則が守られていない <p>意見：本件では、放射線防護の「正当化・最適化・防護」の3原則が十分に考慮されていません。</p> <p>理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> 「正当化」の観点から、放射線被ばくを伴う再生利用の意義が不明確。 「最適化」の観点から、より安全でコスト効率の良い代替策が検討されていない。 「防護」の観点から、住民の健康影響に対する十分な検証が不足している。 	<p>放射線防護の3原則のうち、正当化に関しては、事故後の除染や今後の復興再生利用等の一連の取組は、生活圏における放射線量の低減と、本来貴重な資源である除去土壌の有効活用、また福島復興への貢献が可能となるものと考えております。</p> <p>また、防護の最適化に関しては、最適化を個別の事業において実施する上で、地域の関係者を含む関係機関等の意見を取り入れた防護方策を検討することが必要であると考えております。</p> <p>さらに、復興再生利用に係る線量の基準については、計画被ばく状況に近い考え方を採用し、「計画被ばく状況」における公衆の線量限度と同じ線量「年間1ミリシーベルト（mSv）」以下としております。これらの考え方については、「東京電力福島第一原子力発電所事故後の再生資材化された除去土壌を復興再生利用に活用する際の放射線防護の考え方～放射線審議会の見解（令和7年2月27日、放射線審議会）」においても同様の整理がされております。</p> <p>https://www.nra.go.jp/data/000475490.pdf</p>
9	<p>再生利用実証事業における安全の確認が十分でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 飯舘村長泥地区における農地造成実証事業（環境再生事業）について <p>この実証事業に関しては下記の点に関して十分な資料と見解が提示されないままであり、実証事業として成功したという結論は誤謬である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一連の再生資材化及び埋立て等の作業における労働者の内部被ばくについてのデータは開示されていない。この点に関して環境省の担当者に国会議員を介して質問したが、業者に提 	<p>被ばく線量評価の実施により、追加被ばく線量が「年間1ミリシーベルト（mSv）」以下に相当する放射能濃度として、8,000ベクレル（Bq）/kg以下であることを確認しています。被ばく線量評価に加えて、福島県内における実証事業において、作業員の個人被ばく線量データを確認し、追加被ばく線量が年間1mSvを超えないことを確認しています。</p> <p>また、粉じんの吸入による内部被ばくについては、粉じん濃度が高い状態での被ばく評価計算の結果、外部被ばくに比べて1%以下という結果となっており、8,000Bq/kg以下の土壌を利用することによる追加被ばく線量は外部被ばくと内部被ばくを合</p>

	<p>出を求めているという回答であった。この回答の真意は分からないが、提出を求めているということは、内部被ばくのリスクを当初から心配していないことにもなり、非常に危険な態度と言わざるを得ない。再生利用にかかわった労働者の個別の内部被ばく実態の開示がないまま、外部被ばく量のみで被ばく労働の安全性を確定することはできない。関係労働者の内部被ばく実態を明示した上で、本実証事業による安全性を述べるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本実証事業地の横には比曾川が流れている。実証地の比曾川に面して除去土壌を埋めた2mの擁壁が、河川沿いに数百mにわたり立っている。長期的な維持管理のリスクを抱えている。果たして、このような簡易ともいえる擁壁による半永久的な除去土壌の埋立てモデルは、長期的に安全な実証事業といえるか疑問である。擁壁の所有者・管理者は誰なのか。 ・中間貯蔵施設内における道路盛土実証事業 <ul style="list-style-type: none"> ・本実証事業の場所は中間貯蔵施設内であり、周囲には汚染された除染していない森林等もあり、空間線量率は高いと推定する。バックグラウンドが高い場所での実証事業で空間線量率が高くならなかったということ自体、非科学的である。 ・長泥と同様であるが、一連の実証事業に関与した労働者の内部被ばくに関するデータを提示して、この作業に伴う内部被ばくリスクを提示すべきである。その提示がないこと自体が、本実証事業の非科学性を示すものである。 	<p>わせても年間1mSv以下となることを確認しています。</p> <p>さらに、福島県内での実証事業や中間貯蔵施設における、浸出水や地下水のモニタリング結果では、放射能濃度については検出下限値未満もしくは排水基準を下回る結果となっています。</p>
10	<p>ガイドラインは法的拘束力がないため、復興再生利用の技術的要件を法令に定めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工及び維持管理上の具体的な技術的要件について法的拘束力のある定めのないままに除去土壌の「復興再生利用」を行ってはならない。 	<p>事故由来放射性物質による環境汚染に起因する人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減するという観点から復興再生利用に係る工事の施工や維持管理に当たって必要な事項については、復興再生利用の基準省令において定めております。復興再生利用の実施に当たっての留意事項等については、復興再生利用に係るガイドラインに示しています。</p>
11	<p>公聴会の開催等を通じて、広く国民から意見を聴く機会を作り、地域住民の合意も得てから行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントだけでは、僅かな一部の国民にしか情報が届いていない。公聴会を開いたり、開かれた場で説明されるべきである。 ・事業実施に当たっては、住民へ十分な情報提供を行うとともに、実施の可否について住民の意思を尊重すべきであることを、法的拘束力のある形で定めるべきである。 	<p>本進め方については、今般パブリックコメントを実施して国民の皆様からの様々な御意見をいただきました。</p> <p>また、本進め方については、これまで戦略検討会等の有識者検討会の場で議論してまいりましたが、当日の議論についてオンライン配信するとともに、資料や議事録を公開するなど、議論の透明性の確保を図ってきたところです。</p> <p>今後とも、様々な理解醸成等の取組を通じて、復興再生利用や最終処分の必要性・安全性等について、国民の皆様にご丁寧な説明に努めるとともに、理解醸成の場も通じて御意見を伺ってまいります。</p>
12	<p>再生利用は汚染を拡大させるので反対。</p>	<p>福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分に向けては、最終処分量を低減するため、復興再生利</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・除去土壌の再生利用は、放射能に汚染された土の無秩序な拡散につながると考えるので反対です。 ・汚染土壌を全国にばらまくことに断固反対します。 	<p>用等を進めることが重要です。事故後の除染や今後の復興再生利用等の一連の取組は、生活圏における放射線量の低減と、本来貴重な資源である除去土壌の有効活用、また福島復興への貢献が可能となるものと考えております。</p> <p>復興再生利用については、国内外の有識者からの意見や実証事業の成果等を踏まえつつ、検討を進めてまいりました。</p> <p>復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト (mSv)」以下に相当する放射能濃度として、8,000 ベクレル (Bq) /kg 以下としております。</p> <p>また、復興再生利用は、公共事業等の実施主体や責任体制が明確であり、継続的・安定的に行われる事業で実施するとともに、復興再生利用を行う場所においては、除染実施者が空間線量率の測定を含めた維持管理を行うなど、適切に管理を行ってまいります。</p> <p>復興再生利用については、国際原子力機関 (IAEA) から、これまでの環境省の再生利用の取組が IAEA の安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。今後、このような復興再生利用の安全性等について、国民の皆様や地域の関係者の皆様に御理解をいただけるよう丁寧に説明を行いながら、復興再生利用の取組を進めていきたいと考えております。</p>
13	<p>除去土壌は集中管理し、低レベル放射性廃棄物としてトレンチ処分すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能汚染土は、復興再生利用と名前を変えても放射能汚染土です。せっきやく除染で集めたものを拡散させるのはあり得ません。集中した管理をすべきです。低レベル放射性廃棄物として、トレンチ処分し、50年程度の管理期間を経た後に、一般的な土地利用が可能になるのですから、その後に通常に使用すればよいと考えます。福島県だけに負担を負わせないという考え方は大切ですが、災害の危険の少ない場所を確保し、集中して、将来世代に責任の持てる形で50年程度管理すべきです。全国で利用する前に、福島県内で利用するようにして下さい。 	<p>復興再生利用については、国内外の有識者からの意見や実証事業の成果等を踏まえつつ、検討を進めてまいりました。</p> <p>復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト (mSv)」以下に相当する放射能濃度として、8,000 ベクレル (Bq) /kg 以下としております。また、復興再生利用は、公共事業等の実施主体や責任体制が明確であり、継続的・安定的に行われる事業で実施するとともに、復興再生利用を行う場所においては、除染実施者が空間線量率の測定を含めた維持管理を行うなど、適切に管理を行ってまいります。</p> <p>復興再生利用については、国際原子力機関 (IAEA) から、これまでの環境省の再生利用の取組が IAEA の安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。</p>
14	<p>除染してせっきやく集めた土を再生利用するのは経済性・妥当性がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除去土壌再利用に反対します。長期的に安全性を確認する上で、全国に拡散するのは、1番コストがかかるのではないですか。最後までまとめて監視するのが最も確実で安全でコストがかからないと思います。長期的に健康被害が出た場合、個別にきちんと補償する制度もなく、全国で再利用することを先に進めるなど、倫理的にも論理的にもありません。 ・莫大なコストを掛けて集めた汚染土壌をわざ 	<p>福島県内の除染により発生した除去土壌等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第3条第2項において、「中間貯蔵開始後、30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが国の責務として規定されております。</p> <p>事故後の除染や今後の復興再生利用等の一連の取組は、生活圏における放射線量の低減と、本来貴重な資源である除去土壌の有効活用、また福島復興への貢献が可能となるものと考えております。</p> <p>除去土壌については、発生量・放射能濃度や、放射性セシウムが土壌に強く固着しているという科学的知見を踏まえ、以下の方針の下で検討を進めてきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除去土壌の量は膨大であり、最終処分量の低減を

	<p>わざ全国にばら撒くな。汚染を全国に拡げるな。国民を危険に晒す行為は絶対に許さない。</p>	<p>図るため、放射能濃度が比較的低いものは、安全性の確保を前提とし、適切な管理の下で利用（復興再生利用）する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外のものについては、減容の可能性を検討しつつ、最終処分（埋立処分）する。 <p>復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト (mSv)」以下に相当する放射能濃度として、8,000 ベクレル (Bq) /kg 以下としております。なお、この基準は最も被ばく線量が大きくなる作業者の被ばくを踏まえて設定された基準であり、復興再生利用の基準で定める「覆土等の覆い」をすることで、結果として被ばく線量は大きく下がると考えております。また、復興再生利用は、公共事業等の実施主体や責任体制が明確であり、継続的・安定的に行われる事業で実施するとともに、復興再生利用を行う場所においては、除染実施者が空間線量率の測定を含めた維持管理を行うなど、適切に管理を行ってまいります。</p> <p>復興再生利用については、国際原子力機関 (IAEA) から、これまでの環境省の再生利用の取組が IAEA の安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。</p> <p>今後とも復興再生利用の必要性・安全性について御理解をいただけるよう、丁寧に説明を行っていきたいと考えております。</p>
15	<p>災害、雨風や輸送中の事故等による土壌のリスクがあることを考慮すべき。流出した場合、その回収は不可能なため、健康に影響を及ぼす危険性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害や経年劣化等でいつ何が起こるかわからないため、管理が確実に出来るとも言えず、除去土壌を生活圏内で再利用するなど到底許容できることではない。理解など出来ません。 ・災害時に汚染土壌流出した時の事をちゃんと想定してないですよ？まさか、環境省が想定している被ばく線量年間 1 mSv 以下になるから大丈夫だ論ですか？流出した場合の対応はどうなるんですか。とても回収などできるとは思えません。そもそもそんな危険があるならば初めから再生利用などしない、というのが安全でありお金もかからない。今すぐやめてください ・10 ページの頭のシナリオ 1 で除去土壌の上に覆土だけの図があるが、集中豪雨などが多い近年、除去土壌が流れ出る可能性は十分あるので、もっと慎重に対応していただきたい。 ・p10 で「通常時と事故時を想定し、」とあるが、事故時の想定内容が不明確である。地震、津波、土砂崩壊、陥没、テロ等を含めてどのような事故を想定したのか、明記して欲しい。その際の危険度の確率等についても提示すべきである。最終処分や、再生利用を受け入れる便益と損失に関して、丁寧に説明すべきである。上記の点は、受け入れ側の地域住民に対する重要な説明 	<p>復興再生利用の利用場所の選定に当たっては、軟弱地盤のある場所や地すべり地等、被災に伴う除去土壌の飛散・流出リスクを総合的に勘案し、調査・計画に当たって十分な検討を行うこととしています。再生資材化した除去土壌の飛散・流出リスクが低いと考えられない場合には、利用場所や利用部位として基本的に避けることとしています。その上で、災害時等には異状が無いかの点検を行います。</p> <p>また、運搬ルート上における事故等の発生についても想定し、道路管理者等と事前に運搬ルートや休憩場所等の情報共有を行うなどの調整の上、交通安全等に十分留意して運搬することとします。運搬事故時にも、再生資材化した除去土壌の状態を把握した上で、周辺の空間線量率を測定し、再生資材化した除去土壌の回収を行うこととしております。</p> <p>なお、仮に災害時に覆土が流出し、8,000 ベクレル (Bq) /kg 以下の土壌が露出した状態が1年間続いたとしても、周辺の被ばく線量は年間1ミリシーベルト (mSv) 以下となります。また、復興再生利用に当たっては、仮に再生資材化した除去土壌が流出した場合には、国 (環境省) 等の除染実施者が責任を持ってモニタリングや回収を行います。</p> <p>最終処分に関しては、これまで、最終処分の基準等の検討を踏まえ、最終処分場の構造や必要面積等に関する複数選択肢の提示に向け、検討を行ってきたところです。p10 に記載している「事故時」については、運搬時の事故を想定したものでありますが、今後、除去土壌の流出等のリスクの観点も踏まえつつ、最終処分場の立地に関する技術的検討を行うこととしております。</p>

	<p>内容となるはずであるが、この点についての方針が明記されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料にある図を見ると、周りを防水シートで囲むこともなく、除染土の上に覆土だけしており、集中豪雨地震などで流れ出す可能性が十分にある。 	
16	<p>汚染者負担の原則に基づき、東京電力の敷地内で除去土壌を保管・管理すべき。もしくは官邸や環境省等、国の施設で管理すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原発事故は汚染者負担が原則です。福島第一・第二の敷地内で保管・管理するのが当然です。復興は解るが第二の被害を生む恐れもあるのです。再生利用に大反対です 汚染された土壌の本来の責任者は東京電力である。福島第一原発事故においては、放射性物質対処特措法第44条で、「原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施される」ことおよび「原子力事業者は、前項の措置に要する費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならない」とされるが、これは異例、異常な措置であり、東京電力が責任を負うことが本来の姿であることを加筆すべきだ。 まずは国有地や官公舎内に散布して、妥当かどうか試験施工されると良いと思います。ただ、基本的には移動させることで国民が不安に思うことが発生するので動かさない方が良いと思います。 安全なら首相官邸と自民党議員、東電社員の土地に全て使えばよいだろう。 	<p>復興再生利用先の創出等に向けては、当該基準に基づき、昨年12月20日に設置された閣僚会議（※）の下で、政府一体で取組を進めてまいります。</p> <p>（※）福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議</p> <p>https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyuu/index.html</p> <p>なお、放射性物質汚染対処特措法第3条第1項においては、関係原子力事業者（東京電力）は、「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならない」と規定されております。</p>
17	<p>放射性セシウム以外の放射性核種についても調査・確認すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省は、放射性セシウムのことしか眼中にないようだが、原子炉から放出されたものが土壌に落下したのであるから、多種多様の核種が含まれていることは間違いない。量的に放射性セシウムが多かったとしても、ごく微量でも有害な核種も存在する。そのようなものを人々が往来するところで再利用することは、絶対にしてはならないことだ。 	<p>中間貯蔵施設に搬入された除去土壌について、放射性セシウム以外の核種のうち、今なお土壌に残存する可能性のあるストロンチウム及びプルトニウムの調査を行っております。この結果、これらの放射能濃度は事故前と同程度であることを確認しております。</p> <p>https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/proceedings_241003_01_14.pdf</p> <p>この結果は、2011年度の文部科学省による調査研究結果※における「今後の被ばく線量評価や除染対策においては、放射性セシウム134、放射性セシウム137の沈着量に着目していくことが適切」との記載と整合的であると考えております。</p> <p>※ 出典：東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性核種の分布状況等に関する調査研究結果について（文部科学省、2012.3.13）</p>

		https://fukushima.jaea.go.jp/fukushima/try/pdf/pdf04/1-2_1.pdf
18	<p>再生資材化した除去土壌の放射能濃度の基準について、8,000Bq/kg以下でなく、クリアランスレベルである100Bq以下にすべき。基準を緩めるべきでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年3月11日の事故以前は、100bqを超えるものは核廃棄物として動かすことを禁じていたのに、なぜそれを8000ベクレルまで引き上げるのか？ 100bqを超えるものは動かさずに閉じ込める、これを厳守すべき。 ・除去土壌等は原子炉等規制法における規制と同様、100ベクレル/kg以上を基準にクリアランスの可否を判断し、クリアランスレベルを超えるものは低レベル放射性廃棄物として処分すべきである。 ・8000Bq/kgなんて天文学的数値。100Bq/kgでドラム缶に入れて管理廃棄されていたのに、その80倍が普通の環境にバラまかれるとは理解ができません ・なぜ、平時に100bq/kgだった基準を8,000Bq/kgに変えてしまうのだ 全国に移動するのであれば、100bq/kg いかにしてください。それであれば、受け入れます。 	<p>クリアランス基準は、原子力施設や、放射性物質を扱う医療機関・研究機関等、放射性物質の取扱いに関して規制を受けている施設等を対象とした基準であり、原子力発電所の事故により、環境中に放出された放射性物質について、規制対象としたものではありません。</p> <p>原子炉等規制法等におけるクリアランス基準は、放射線による障害の防止に係る規制の枠組みから除外し、核燃料物質によって汚染された物ではないもの等として、全く制約のない自由な流通を認めるものとして取り扱うことができます。</p> <p>一方で、復興再生利用については、放射性物質汚染対処特措法の下、再生資材化した除去土壌を対象に、その利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定した上で、飛散・流出の防止等の適切な管理を前提として利用するものです。なお、復興再生利用の基準については、公衆の線量限度である追加被ばく線量「年間1ミリシーベルト（mSv）」以下に相当する放射能濃度として、8,000ベクレル（Bq）/kg以下としております。この基準は最も被ばく線量が大きくなる作業員の被ばくを踏まえて設定された基準であり、復興再生利用の基準で定める「覆土等の覆い」をすることで、結果として被ばく線量は大きく下がると考えております。</p> <p>また、復興再生利用については、国際原子力機関（IAEA）から、これまでの環境省の再生利用の取組がIAEAの安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。</p> <p>このように、8,000Bq/kgと100Bq/kgという基準は、異なる法体系の下での基準であり、前提としている管理の考え方も異なるものです。</p>
19	<p>責任の所在が不明確。規制機能と実施機能を明確に分離すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立性のある機関が規制を行う仕組みを作ることを今後の取り組みとして盛り込むべきだと考えます。 ・漏洩した場合に、どの機関がどのような責任をとるのか、明確にしなければならない。 	<p>放射性物質汚染対処特別措置法に基づく復興再生利用等に係る措置は、除染実施者（福島県内で生じた除去土壌の復興再生利用等を行う場合の除染実施者は国（環境省）、福島県外で生じた除去土壌の復興再生利用等を行う場合の除染実施者は市町村等）がその責任を有します。</p> <p>その上で、復興再生利用等の適切な実施に向けて、復興再生利用等の基準に基づく適切な対応が行われているかを確認する体制の整備が重要です。</p> <p>さらに、除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関（IAEA）専門家会合最終報告書においても「規制機能は事業実施機能から独立させるべき」との指摘があり、規制機能の適切な区分は重要と考えています。また、当該最終報告書においては、「環境省内での管理体制の整備は、規制機能の事業実施機能か</p>

		らの独立性を示すための選択肢の一つとなりうる。」との助言もいただいているところです。これを踏まえ、復興再生利用の基準やガイドライン等に基づく適切な対応が取られているかを確認するための体制を、本年4月1日より環境省内に整備する予定です。こうした体制整備を通じて、復興再生利用等が適切に行われるよう努めてまいります。
20	<p>「復興再生利用」について、「復興」という言葉を都合よく使った印象操作は止めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「復興再生利用」という用語は、低レベル放射性廃棄物の処分という実態とかけ離れており、国民を誤解させる可能性があります。より透明性の高い言葉を使用し、処分に関する情報を正確に伝えるべきだと考えます。 ・「復興再生利用」という単語について耳障りのいい良いネーミングで、びっくりしました。しかし意味するところは私達の健康を脅かし、また脅かされる危険がどこにあるかという不安な生活を強いる基本的人権無視の政策です。この造語の使用を辞めてください。 	<p>「復興再生利用」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資するための取組であること ・適切な管理の下で行い、一般に自由な流通を認めるものではないこと <p>という趣旨を明確にするため、復興再生利用という名称としております。</p>
21	<p>減容処理を行うべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質対処特措法第41条の「処分」に「再生利用」も「減容」も、環境省の解釈によって含めるべきでない。「減容」技術として「分級処理」、「熱処理」「飛灰洗浄」の組み合わせを検討しているが、そのような「処分」はすべきではない。 ・高濃度汚染土の処理計画に反対 <p>意見：放射能濃度の高い汚染土を分級処理・熱処理・化学処理・飛灰洗浄処理する計画に反対します。</p> <p>理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、建設残土などの利用可能な土壌が十分にあり、汚染土壌を再利用する必要性がない。 ・これらの処理を行うことで作業員や住民の無用な被ばくリスクが増大する。 ・高額な税金が投入される一方で、明確な経済的・環境的メリットが示されていない。 <p>除去した汚染土壌を再生利用するために、コストと時間と労働力をかけて、分級処理、熱処理、化学処理、飛灰洗浄処理を検討することは、ただちに止めるべきだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外最終処分に向け、減容化のために熱処理を行うがバグフィルターで飛灰を回収することになっている。バグフィルターはJISを見てもPM2.5用ではない。一方でPM2.5と称される微小粒子は、肺の奥の肺胞に沈着し長時間滞留する。このためセシウム微小粒子を含む飛灰回収にはHEPAフィルタを用いるべきである。バグフィルタによる熱処理は危険である。このような減容化は行うべきではない。 	<p>減容処理については、これまでに実施した技術実証事業の成果を踏まえた各減容技術等の評価を行い、県外最終処分に係る複数選択肢を提示するために、減容技術の組合せ等を検討してきたところです。今後、これらの成果を踏まえつつ、減容技術等の効率化・低コスト化の検討に向けた技術開発や、最終処分・運搬のために必要な施設等の検討等を行うこととしており、引き続き、県外最終処分の実現に向け、必要な検討を行ってまいります。</p>
22	<p>減容処理による環境汚染について明記すべき。</p>	<p>減容処理における排水及び排ガスについては、今般の省令改正により、放射性セシウムに関する基準を</p>

	中間貯蔵施設内からの放射性を帯びた土壌の減容化で熱処理、薬品処理、洗浄処理などの際に、環境を悪化させる要素（熱処理は大気中への放熱をさせずに済むのか、薬品処理は処理後埋め立ての場合、長期にわたる経年変化で環境に溶出することはないのか、洗浄処理は洗浄中に待機に飛散しないか、など）が懸念されるなら明記してほしい。	定めたところであり、生活環境の保全の観点も踏まえて適切に実施することが必要と考えております。
23	<p>技術開発を継続すべき。</p> <p>・「双葉町での技術開発の進展」の要請</p> <p>1. 発熱に特徴があり 2000℃まで上昇できる炉（電気抵抗式熔融炉）がある。（国際特許と実証データ保有）</p> <p>2. 熔融方式・性能に特徴があり、不燃物（ガラス類・石材類等）や難処理物質（アスベスト含有物質・PCB類・ダイオキシン類等）など処理が困難な廃棄物を熔融する。分級化した後の残渣を低濃度生成物として再生利用する。</p> <p>3. 1/4 まで減容化を図り、中間貯蔵施設に貯蔵される膨大な量の土壌等の処理能力が高まる。</p> <p>4. 熱処理の工程で使用したバグフィルターなど、過去の技術実証事業の蓄積と比べ良質の廃棄物体を得られる。</p> <p>令和6年度で一通り完了させた後でも、引き続きの減容技術の更なる効率化の観点から、当地での実施を求めたい。</p>	2025年度以降も、減容技術等の効率化・低コスト化の検討に向けた技術開発等を行うこととしており、引き続き中間貯蔵施設内の技術実証フィールド等を活用しつつ、必要な取組を進めてまいります。
24	<p>放射線安全評価の結果を意図的に 1 mSv を超えないようにしている。</p> <p>・「成果とりまとめ」には、「年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下となると評価された放射能濃度 8000 ベクレル毎キログラム以下の除去土壌」との表現が記述されているが、実際に盛土の上で作業する人の被ばく線量を計算する際には年間 1000 時間しか作業せず、さらには鉄板の上に乗って作業するという、全く非現実的な条件をわざわざ設定して、年間 1 ミリシーベルト以下としている。そのようにして、なんとかつじつまを合わせなければ 8000 ベクレル毎キログラムの除去土壌を再利用するという方針を立てることはできず、そもそもが無理な施策である。除去土壌の再利用は行うべきではない。</p>	<p>復興再生利用に係る追加被ばく計算においては実証事業における施工実態等を踏まえ、パラメータを設定しております。</p> <p>また、復興再生利用の実施に当たっては、施工前に空間線量率の測定を行い、施工時における放射線量の測定結果等を踏まえて作業者の追加被ばく線量を予測し、作業者の追加被ばく線量が年間 1mSv 以下となることを確認してまいります。</p>
25	<p>最終処分の法的定義を明確にすべき。最終処分という方針を決定した経緯を明確にすべき。</p>	福島県内で生じた除去土壌等の中間貯蔵開始後 30 年以内(2045年3月まで)の県外最終処分の方針は、国としての約束であり、法律にも規定された国の責

	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分の法的整合性について <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の最終処分に関する法律は、現段階では、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（最終処分法）があるが、この法律は2000年に制定されているが、2011年の発災後に改定されていないと思われる。最終処分法は、法の目的では、「発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分」としている。事故による放出された放射性物質については触れられていない。放射性物質汚染対処特措法との関係を明確にすべきである。現在環境省が使用している最終処分という言葉は、この最終処分法との関係が不明確であり、この点を明確にすることが求められている。 ・最終処分の法的定義が不明確なまま、県外最終処分に関する検討を戦略会議でどうしているのかも明確にしてほしい。 ・県外最終処分の取り決めについて 除染土の中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分をするのが国の責務、と書いてあるが、このことをいつ誰がどう決めたかを国民に明示するべきです。 秘密裏に交わされた約束を、除染土再生利用の根拠とされても、国民は困惑します。 情報開示を強く求めます。 	<p>務です。これは、国会での審議を経て、平成26年11月19日に成立した「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」に規定されているものです。政府としては、この県外最終処分の実現に向けて、昨年12月に再生利用の推進等に係る閣僚会議を設置したところであり、引き続き必要な取組を進めていきます。除去土壌の再生利用や最終処分に関しては、IAEAによる助言・評価や、放射線審議会での審議等を踏まえて、基準等の策定を進めているところです。今後、これらの基準等を踏まえ、再生利用等の安全性や必要性について、国民の皆様のご理解をいただけるよう、理解醸成の取組を着実に進めてまいります。</p>
26	<p>30年以内に県外最終処分という計画自体に無理があるので、期限を見直すべき。経済性もない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも30年後までに全量県外最終処分という計画自体に無理があったので、まずは期限を見直すべき。 ・県外搬出されるとされる8000Bq/kg超の汚染土壌については全く見通しが示されていない。そもそも、こんなものを引き受ける地域があるとは思えない。やはり、国会で審議しなおし、福島県民および地権者組合に謝罪してJESCO法を改正し、地権者に十分な補償をすべきである。 ・汚染土壌の県外最終処分は絶対にすべきではない。 ・私は、この計画に基づき県外への最終処分を進めることに対し、反対の立場をとっております。その理由として、以下の懸念点を挙げさせていただきます。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境への影響：県外への土壌移送は、移動経路及び最終処分地の周辺地域において新たな環境汚染を引き起こす可能性があります。このようリスクを未然に防ぐためにも、最終処分の方法について再検討いただきたいと存じます。 2. 地域住民への影響：移送先地域の住民に対し、被曝やその他の健康被害を引き起こす懸念がございます。地域の安全を第一に考え、他の代替策を模索していただきたいと考えており 	<p>中間貯蔵施設の入入れに当たり、福島県大熊町・双葉町の方々には、原発事故により避難を余儀なくされた上で、福島の復興のために先祖代々受け継ぐ土地・家屋を手放すという大変重い決断をしていただきました。この決断があったからこそ、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入が進み、県内各地に設置された仮置場が解消され、福島全体の復興が大きく進展しました。加えて、福島県では原発事故による環境の汚染が国内で最も深刻であり、その影響により、福島の住民が既に重過ぎる負担を負っていることも踏まえ、中間貯蔵開始後30年以内の福島県内の除去土壌等に係る県外最終処分の方針を地元と約束し、また法律にも規定した上で入入れに至ったところです。</p> <p>県外最終処分については御地元からも御要望をいただいているところであり、県外最終処分の実現に向け、全国民的な理解醸成等の取組を行いつつ、復興再生利用の推進や、最終処分の方向性の検討を進めてまいります。</p>

	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外最終処分という方針が根本的に間違っている。これに関する法律は廃止すべきである。従って、減容や再生利用という方針も間違っているし、やっではない。汚染物を全国に拡散するというのは、絶対にやっではない施策である。 	
27	<p>最終処分場の選定の公平さを示すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島の人たちは原発事故後、中間貯蔵施設を受け入れるなど大変な思いをしてきました。次はどこが最終処分場になるの？その選び方は公平なの？選ばれた地域への補償はどうなるの？福島だけが我慢するのではなく、全国で公平に負担する仕組みが必要です。「全国で一緒に解決しましょう」というなら、具体的にどうやって公平さを確保するのか、もっとはっきり示してほしいです。 	<p>これまでに、令和7年度以降の最終処分の具体化に向けた本格的な議論に先立ち、地域とのコミュニケーション及び地域共生のあり方等について、必要な論点や考え方の整理を行ったところであり、来年度以降、候補地選定のプロセスの具体化等について検討を進めてまいります。</p>
28	<p>風評被害の対策が具体的でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分や再生利用による風評被害への対策が具体的ではありません。「全国民的な理解の醸成」について触れていますが、実際に処分場が立地される地域や再生利用された資材が使用される地域における社会的・経済的影響への対策が明確ではありません。風評被害は福島の復興にとって深刻な問題であり、より具体的かつ効果的な対策が必要です。 	<p>最終処分・復興再生利用については、国際原子力機関（IAEA）から、これまでの環境省の取組がIAEAの安全基準に合致するとの評価や、放射線審議会から基準案が妥当であるとの答申をいただいております。今後、このような最終処分・復興再生利用の安全性等について、国民の皆様や地域の関係者の皆様に御理解をいただけるよう丁寧に説明を行い、また、国内外への情報発信を随時行いながら、取組を進めていきたいと考えております。</p>
29	<p>学生を対象とした表彰制度とはどういう事を指しているのか。</p> <p>p14に伝える方法の項目がある。p15で学生等を対象とした表象生徒の実施とあるがこれは具体的にどのような事なのか疑問である。</p>	<p>理解醸成の取組の一環として、学生等を対象とした、作文や取組等に対する表彰制度の実施を想定しております。</p>
30	<p>環境省の理解醸成活動は若者を環境省のやりたいことに誘導している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P12に「3）幅広い主体の活動の促進に向けた取組 首都圏や関西圏などの26都道府県の高校や大学等の教育機関の約5,800名の学生等への講義をはじめとし、様々な地域の中学校、高校や大学等と連携した講義、現地視察やワークショップを実施した。」とある。若者をこのような形で洗脳すべきではない。遠隔地にある大学生や高校生を現地に招き、交通費や宿泊費、飲食費も環境省が税金から出すようなことはしないでいただきたい。また、ワークショップの内容も不適切なものだったと聞きました。若い人たちに放射能の危険性を知らせることなく、環境省のやりたいことへと誘導してはなりません。 ・若者を使っただますようなことをするのはやめてもらいたい。学校を使っと思う通りに国を動かそうとするようなことをするのはやめてもらいたい。学生を表彰制度などで釣るようなことはやめてもらいたい。 	<p>環境省はこれまで、若い世代を含めた幅広い方々への理解醸成の取組を実施してまいりました。また、県外最終処分の実現に向けては、全国民的な理解醸成が重要であり、一般向けに中間貯蔵施設、飯館村長泥地区等の現地視察会の開催、SNSやWEBサイト等による情報発信、対話フォーラムの開催や他機関と連携したイベントでの展示等、様々な幅広い方々に対しても理解醸成等の取組を実施しております。引き続き、更なる理解醸成等の取組を進めてまいります。</p>

<p>31</p>	<p>合意形成に関して早急に検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合意形成をどう図るかに関しては、新たな法制度も含めた検討を早急にすべきであるが、そのような意見が地域 WG、戦略会議で出ているのか。出ているのであれば開示してほしい。 ・IAEA の報告書の「住民とのコミュニケーション」を、「理解醸成」と正しくない訳にし、住民に一方的に押し付けるやり方はやめて下さい。 ・「IAEA 専門家会合の最終報告書では、『再生利用及び最終処分について、これまで環境省が実施してきた取組や活動は IAEA の安全基準に合致している』、『今後、専門家チームの助言を十分に満たすための取組を継続して行うことで、環境省の展開する取組が IAEA 安全基準に合致したものになる。これは今後のフォローアップ評価によって確認することができる』等の結論が述べられている」(pp. 3-4)と書かれているが： ・IAEA 報告書では、「住民とのコミュニケーションの重要性」「実施と規制の分離」などの指摘もなされており、政府に都合の良いところだけが取り出されている。・IAEA 報告書英文では、public communication となっているが、環境省は一貫して「国民の理解醸成」と訳している。Communication とは双方向の行為であり、環境省がこれまで行ってきた一方的な情宣活動とは違う。 ・「IAEA 専門家会合の最終報告書では、『再生利用及び最終処分について、これまで環境省が実施してきた取組や活動は IAEA の安全基準に合致している』、『今後、専門家チームの助言を十分に満たすための取組を継続して行うことで、環境省の展開する取組が IAEA 安全基準に合致したものになる。これは今後のフォローアップ評価によって確認することができる』等の結論が述べられている」(pp. 3-4)と書かれているが： ・IAEA 報告書では、「住民とのコミュニケーションの重要性」「実施と規制の分離」などの指摘もなされており、政府に都合の良いところだけが取り出されている。・IAEA 報告書英文では、public communication となっているが、環境省は一貫して「国民の理解醸成」と訳している。Communication とは双方向の行為であり、環境省がこれまで行ってきた一方的な情宣活動とは違う。 	<p>除去土壌等の最終処分等に係る地域社会における社会的受容性の向上に関して必要となる事項は、戦略検討会や地域 WG において検討を進めてきたところであり、以下の環境省 HP の URL において会議資料や議事録を掲載しております。 https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/</p> <p>復興再生利用の推進に当たっては、除染実施者と地域の関係者を含む関係機関等のコミュニケーションを、地域の実情を踏まえて進めることが重要であると考えております。</p>
<p>32</p>	<p>IAEA からの評価に関する御意見</p>	<p>IAEA は原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用される</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・IAEA は、「復興再生利用」を正当化する内容にはなっていない。IAEA が提出した最終報告書は、除去土壌の「再利用」を参照しているのではなく、「廃棄物処分」に関する基準である。日本政府は、放射線防護の前提である「正当化」「最適化」に関する定量的評価結果に関する情報を提供しておらず、IAEA 報告書は日本政府の「福島復興が優先課題」「除染がリスク低減に寄与した」などの「説明」を正当化の理由としているもので、なんら客観的な根拠にはならない。 ・IAEA の立場としては、「ALPS 処理汚染水の放出」「汚染土の減容・再利用」を行うことを前提としており、これらの妥当性を検討していない。さらに、「全体として、3 回の専門家会合で得られた知見も IAEA の支援プロジェクトも、提案された対応策の承認や却下を行うものではなく、安全に関する見解(observation)を提供するもの」(汚染土報告書、日本語訳 p. 4)であり、いわば汚染土の再利用自体の妥当性を保証するものではない。IAEA 報告書を正しく理解すべきである。IAEA の権威を利用するのはやめるべきである。 ・IAEA は中立的機関ではなく、まさに原子力推進のための機関であるがゆえに、IAEA 報告書が環境省の汚染土壌最終処分計画を認めたからと言って正当化されるわけではない。 	<p>ことを防止する目的で、1957 年に設立された国連の関連機関です。IAEA 憲章は、IAEA が、健康を守り、生命と財産に対する危険を最小化するため安全基準を策定する権限を定めており、IAEA 専門家会合では、当該安全基準を踏まえた評価・助言をいただいたものと認識しております。</p>
33	<p>検討会・ワーキンググループの委員に対する御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進を前提とした専門家のみであり、被災地の住民及び国民の幅広い意見を取り入れるためにも、環境省が進める除去土壌の取り扱いに関して批判的、慎重な専門家を入れるべきである。かつ、社会的合意が必要なテーマであると環境省も主張するのであるから、哲学・倫理学、心理学、社会学等の社会科学・人文科学分野の専門家、都市計画・農村計画分野の土地利用計画・規制分野の専門家も入れて幅広く討議すべきである。そのような学問的にも幅広い叡智を集めた上での戦略検討会・ワーキンググループを再編成して再検討をすべきである。 ・p10 の「9) 地域とのコミュニケーション及び地域共生のあり方に関する検討」であるが、現在の地域 WG のメンバーでは、難しい課題に関しての地域合意をどうはかるべきかについての専門家が乏しいと思われる。市民を交えた合意形成の在り方について真摯に検討すべきである。もっと市民を入れた討議をすべきである。 	<p>検討会・WG の委員については、減容・再生利用技術の開発や再生利用の推進、最終処分の方向性の検討、全国的な理解の醸成等の観点から、幅広く御意見を頂けるように選定したものです。</p>
34	<p>パブリックコメントの実施方法に関する御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令改正案パブコメ後に本資料のパブコメが掛かるのは順序が逆である。期間も短い。よって、本パブコメ期間を少なくとも 1 か月に延長し、しかる後に、先の省令改正案パブコメを再実施すべきである。 ・パブコメは原則 30 日以上じゃないでしょう 	<p>今回のパブリックコメントは、行政手続法に基づくものではなく、任意に実施するものであり期間の定めはございません。実施期間については、類似のパブリックコメントを参考に設定しています。また、本進め方において、復興再生利用の基準省令については、策定状況のみを記載しているところですが、パブリックコメントの実施については、報道発表・環境省 HP での公表をさせていただいた</p>

	か？短期間にするのはどうしてでしょうか？ 意見を集めたくないように受け取れます。	ところです。
35	<p>その他の御意見</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉と同じ基準で除去土壌を扱うべきであり、違法だと思う。 原発関連の犠牲を増やさないでください。 ・森林に放射性物質が残存放置されている課題を明確に書くべきである。その上での除去土壌の県外最終処分であることを明記する必要がある。 	本進め方(案)は、法律に定められた国の責務であり、国としての約束である2045年3月までの除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた2025年度以降の取組の方向性を示すものであり、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会での議論を踏まえ、まとめたものです。引き続き、福島復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて取り組んでまいります。

※いただいた御意見を踏まえた修正のほか、一部技術的修正を行いました。